

消火器の破裂事故に

ご注意ください

火災が発生した時、皆さんの大切な命を守る消火器ですが、腐食した消火器による破裂事故が発生し、令和3年5月にも兵庫県で発生しています。
安心して消火器を使用するために、以下のことを守りましょう。

①定期的に点検を実施する。



機器点検は半年に1回、
総合点検は1年に1回
実施しましょう！
不備事項がある場合は、
すぐに改修し、維持管理
に努めましょう。

消防法第17条の3の3の規定
に基づき、定期的に点検及び報
告を実施しましょう。
※当該規定に違反した場合は、
罰則があります。

②腐食した消火器は使わない。

著しい腐食等が確認される
消火器は、腐食部分が破裂
するおそれがあるため、絶
対に使用しない。

腐食した加圧式の消火器を使
用すると、消火器内部の加圧
により、腐食した箇所が破損
し、重大な事故につながる
おそれがあります。



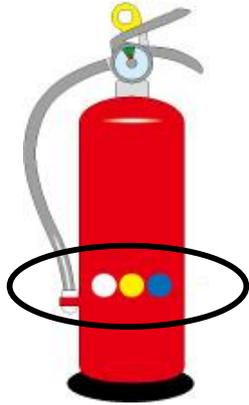
このような消火器を使うと・・・

重大な事故につながります！

③旧規格の消火器は法令違反になります。

旧規格消火器は2021年
12月31日までに交換が
必要です。
※令和4年1月1日以降は
消防法令違反になります。

文字で書いてあるものは旧規格
の消火器、絵で描いてあるものは
新規格の消火器です！



旧規格

普通
火災用

油
火災用

電気
火災用

新規格



④古い消火器は正しく処分する。

消火器の使用期限を確認し、使用期限が過ぎた
消火器は適切に処分し
ましょう。



古くなった消火器は、
消火器リサイクルシール
を貼り、消火器販
売代理店等の窓口で処分
しましょう。



※詳しい処分方法及び塩釜地区
管内の消火器リサイクル対応窓
口は塩釜地区消防事務組合ホー
ムページ「安心情報」を御覧くだ
さい。



<http://sioshou.jp/>



連絡先
塩釜地区消防事務組合消防本部
予防課 保安係
TEL 022-361-1616

塩釜消防署 022-361-1634
多賀城消防署 022-355-9759
松島消防署 022-353-6393
七ヶ浜消防署 022-354-1867
利府消防署 022-354-0774

※各消防署の窓口は予防調査係です。